

改正案

目次

第二編（略）

第一章～第九章（略）

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 契約条件の変更（第二百四十条の二 第二百四十条の十三）

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

第一款・第一款（略）

第二款 合併等における契約条件の変更（第二百五十条 第二百五十

五条の五）

第二節 合併等の手続の実施の命令等（第二百五十六条 第二百五十八

条）

第四節 保険契約者保護機構の行つ資金援助等

第一款～第四款（略）

第五節 雑則（第二百七十一条 第二百七十一条の二の四）

第十章の二・第十一章（略）

第二編～第五編（略）

附則

（定款）

第二十一条（略）

2 前項の定款には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三（略）

現行

目次

第二編（略）

第一章～第九章（略）

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

第一款・第一款（略）

第二款 契約条件の変更（第二百五十条 第二百五十五条の五）

第一節の二 合併等の手続の実施の命令等（第二百五十六条 第二百五

十八条）

第一節 保険契約者保護機構の行つ資金援助等

第一款～第四款（略）

第三節 雑則（第二百七十一条 第二百七十一条の二の四）

第十章の二・第十一章（略）

第二編～第五編（略）

附則

（定款）

第二十一条（略）

2 前項の定款には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三（略）

四 基金(第五十六條の基金準備積立金を含む。)の総額

五十九(略)

3・4(略)

(委員会等設置相互会社)

第五十二條の三(略)

2(略)

3 前項前段の規定により商法特例法を準用する場合において、商法特例法第二十一條の六第二項中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、保険業法又は同法に基づく命令(同法において準用するこの法律の規定を含む。)(と、商法特例法第二十一條の七第二項第九号及び第十一号中「商法」とあるのは、保険業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法」と同項第十一号中「商法第二百四十五條第一項各号」とあるのは、「保険業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法第二百四十五條第一項各号(第二号を除く。)(と、「決定(同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う場合を除く。)(とあるのは、「決定」と、同項第十三号、第十四号及び第十五号中「商法」とあり、並びに同項第十四号中「同法」とあるのは、「保険業法第五十一條第二項において準用する商法」と、同項第二十一号中「決定(その委員会等設置会社において商法第四百八條第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)(とあるのは、「決定」と、商法特例法第二十一條の八第二項中「この法律」とあるのは、「保険業法(同法において準用するこの法律の規定を含む。)(と、同条第四項中「社外取締役」とあるのは、「社外取締役(保険業法第二十七條第二項第三号の二に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)(と、同条第七項中「子会社」とあるのは、「子会社(保険業法第五十一條第二項において準用する商法第二百六

四 基金の総額

五十九(略)

3・4(略)

(委員会等設置相互会社)

第五十二條の三(略)

2(略)

3 前項前段の規定により商法特例法を準用する場合において、商法特例法第二十一條の六第二項中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、保険業法又は同法に基づく命令(同法において準用するこの法律の規定を含む。)(と、商法特例法第二十一條の七第二項第九号及び第十一号中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法」と同項第十一号中「商法第二百四十五條第一項各号」とあるのは、「保険業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法第二百四十五條第一項各号(第二号を除く。)(と、「決定(同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う場合を除く。)(とあるのは、「決定」と、同項第十三号、第十四号及び第十五号中「商法」とあり、並びに同項第十四号中「同法」とあるのは、「保険業法第五十一條第二項において準用する商法」と、同項第二十一号中「決定(その委員会等設置会社において商法第四百八條第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)(とあるのは、「決定」と、商法特例法第二十一條の八第二項中「この法律」とあるのは、「保険業法(同法において準用するこの法律の規定を含む。)(と、同条第四項中「社外取締役」とあるのは、「社外取締役(保険業法第二十七條第二項第三号の二に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)(と、同条第七項中「子会社」とあるのは、「子会社(保険業法第五十一條第二項において準用する商法第二百六

十条ノ四第七項に規定する子会社をいつ。以下同じ。）」と、「連結子会社」とあるのは、「連結子会社（保険業法第五十九条第一項において準用する第一條の二第四項に規定する連結子会社をいつ。以下同じ。）」と、「商法特例法第二十一条の九第一項及び第六項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第五項第一号中「電磁的記録」とあるのは、「電磁的記録（保険業法第五十一条第一項の電磁的記録をいつ。以下同じ。）」と、「商法特例法第二十一条の十第七項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十二第二項中「商法第百八十八条」とあるのは、「保険業法第二十七条」と、商法特例法第二十一条の十四第六項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第百五十二条」とあるのは、「及び第百五十二条」と、「第百八十条ノ十五第一項、第百六十二条第一項、第百七十二條第一項、第百七十四条ノ十一第一項、第百七十四条ノ二十八第一項」とあるのは、「保険業法第六十条第五項において準用する商法第百八十条ノ十五第一項」と、「第百八十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十六條の二第四項において準用する商法第百八十条第一項」と、「第四百十五條第一項及び第四百二十八條第一項」とあるのは、「保険業法第七十三條第一項において準用する商法第四百十五條第一項並びに保険業法第八十二條第一項において準用する商法第四百二十八條第二項」と、同条第七項第三号中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十七第二項中「株主」とあるのは、「社員」と、同条第四項中「商法第百六十六條第七項から第十六項まで」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第百六十六條第七項から第十六項まで（第七

十条ノ四第七項に規定する子会社をいつ。以下同じ。）」と、「連結子会社」とあるのは、「連結子会社（保険業法第五十九条第一項において準用する第一條の二第四項に規定する連結子会社をいつ。以下同じ。）」と、「商法特例法第二十一条の九第一項及び第六項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第五項第三号中「電磁的記録」とあるのは、「電磁的記録（保険業法第五十一条第一項の電磁的記録をいつ。以下同じ。）」と、「商法特例法第二十一条の十第七項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十二第二項中「商法第百八十八条」とあるのは、「保険業法第二十七条」と、商法特例法第二十一条の十四第六項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第百五十二条」とあるのは、「及び第百五十二条」と、「第百八十条ノ十五第一項、第百六十二条第一項、第百七十二條第一項、第百七十四条ノ十一第一項、第百七十四条ノ二十八第一項、第百八十条第一項」とあるのは、「保険業法第六十条第四項において準用する商法第百八十条ノ十五第一項」と、「第四百十五條第一項及び第四百二十八條第一項」とあるのは、「保険業法第七十三條第一項において準用する商法第四百十五條第一項並びに保険業法第八十二條第一項において準用する商法第四百二十八條第二項」と、同条第七項第三号中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十七第二項中「株主」とあるのは、「社員」と、同条第四項中「商法第百六十六條第七項から第十六項まで」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第百六十六條第七項から第十六項まで（第七項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。）」と、同条第五項中「商法第百六十六條第十九項」

項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。）」と、同条第五項中「商法第二百六十六条第十九項」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第十九項(第三号を除く。）」と、「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第六項中「商法第二百六十六条第七項から第十七項まで」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第七項から第十七項まで(第七項第二号、第十項後段及び第十一項を除く。）」と、商法特例法第二十一条の十八第一項中「商法第二百九十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「利益の配当」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、同項第一号中「取締役会において」とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)において」と、「配当がされた」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配がされた」と、同項第二号中「配当をした」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配をした」と、「配当の額」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配の額」と、商法特例法第二十一条の十九中「利益の配当又は商法第二百九十二条ノ五第一項に規定する全額の分配(以下「配当等」という。）」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又は第二百九十二条ノ五第三項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「株主」とあるのは、「基金の拠出者又は社員」と、「配当等」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配」と、商法特例法第二十一条の二十第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の二十一第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第二項中「総株主の議決権」とあるのは、「社員総数(総代会を設けているときは、総代の総数)」と、商法特例法第二十一条の二十二第三項中「株式

とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第十九項(第三号を除く。）」と、「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第六項中「商法第二百六十六条第七項から第十七項まで」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六条第七項から第十七項まで(第七項第二号、第十項後段及び第十一項を除く。）」と、商法特例法第二十一条の十八第一項中「商法第二百九十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「利益の配当」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、同項第一号中「取締役会において」とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)において」と、「配当がされた」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配がされた」と、同項第二号中「配当をした」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配をした」と、「配当の額」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配の額」と、商法特例法第二十一条の十九中「利益の配当又は商法第二百九十二条ノ五第一項に規定する全額の分配(以下「配当等」という。）」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又は第二百九十二条ノ五第三項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「株主」とあるのは、「基金の拠出者又は社員」と、「配当等」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配」と、商法特例法第二十一条の二十第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の二十一第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同条第二項中「総株主の議決権」とあるのは、「社員総数(総代会を設けているときは、総代の総数)」と、商法特例法第二十一条の二十二第二項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証

申込証の用紙 新株引受権証書 新株予約権申込証 社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証」とあるのは「基金拠出申込証若しくは社債申込証」と、商法特例法第二十一条の二十五第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、同条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、「同法第一百六十八條第五項」とあるのは「保険業法第五十一条第一項において準用する商法第一百六十八條第五項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十八第二項」と、商法特例法第二十一条の二十六第二項中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の二十七第三項中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（保険業法第四十八条第一項の電磁的方法をいう。以下同じ。）」と、商法特例法第二十一条の二十八第二項第一号中「第十二条第二項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十二条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の二十九第二項第一号中「第十四条第二項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十四条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の三十一第二項中「第十六条第二項から第四項まで」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは「保険業

法」とあるのは「基金拠出申込証若しくは社債申込証」と、商法特例法第二十一条の二十五第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、同条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、「同法第一百六十八條第五項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第一百六十八條第五項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項ニ於て準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十八第二項」と、商法特例法第二十一条の二十六第二項中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。以下同じ。）」と、商法特例法第二十一条の二十八第二項第一号中「第十三条第二項第一号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十三条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の二十九第二項第一号中「第十四条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の三十一第二項中「第十六条第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「承認を得（第一項前段の規定により当該承認を

法第五十九条第一項において準用する商法」と、「承認を得（第一項前段の規定により当該承認を得たものとみなされる場合を除く。）」又は第一項後段の報告をした」とあるのは、「承認を得た」と、「第十六条第二項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項」と、同条第四項中「商法第百八十八条第二項第十号」とあるのは、「保険業法第二十七条第二項第七号」と、「第百八十二条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項の決議」と、「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第二項ニ於テ準用スル同法第十六条第二項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代フル執行役ノ決定」とあるのは、「第五十一条の三十一第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第二項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議又は取締役会の委任に基つく当該決議に代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十一条の三十一第二項中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（保険業法第五十九条第一項において準用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第五項中「同法第百八十二条第二項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第百八十二条第二項」と、商法特例法第二十一条の三十三第一項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証」とあるのは、「基金拠出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」とあるのは、「保険業法第五十二条の三第一項」と、同条第一項中「商法第百七十五条第二項第十二号」とあるのは、「保険業法第二十五条第一項第五号の二」と、「取締役若しくは」とあるのは、「取締役若しくは」と、「取締役、執行役若しくは」とあるのは、「取締役、執行役若しくは」と、「第百六十六条第十九項」とあるのは、「第五十一条第一項において準用する同法第百六十六条

得たものとみなされる場合を除く。）」又は第一項後段の報告をした」とあるのは、「承認を得た」と、「第十六条第二項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項」と、同条第四項中「商法第百八十八条第二項第十号」とあるのは、「保険業法第二十七条第二項第七号」と、「第百八十二条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは、「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項の決議」と、「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第二項ニ於テ準用スル同法第十六条第二項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代フル執行役ノ決定」とあるのは、「第五十一条の三十一第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第二項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議又は取締役会の委任に基つく当該決議に代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十一条の三十一第二項中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（保険業法第五十九条第一項において準用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第五項中「同法第百八十二条第二項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第百八十二条第二項」と、商法特例法第二十一条の三十三第一項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証」とあるのは、「基金拠出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」とあるのは、「保険業法第五十二条の三第一項」と、同条第一項中「商法第百七十五条第二項第十二号」とあるのは、「保険業法第二十五条第一項第五号の二」と、「取締役若しくは」とあるのは、「取締役若しくは」と、「取締役、執行役若しくは」とあるのは、「取締役、執行役若しくは」と、「第百六十六条第十九項」とあるのは、「第五十一条第二項において準用する同法第百六十六条第十九項」と、「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項二

第十九項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第十七第五項」於テ準用スル第二百六十六第十九項」とあるのは、「第五十一条の第三第二項において準用する商法特例法第二十一条の第十七第五項において準用する第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六第十九項」と「商法特例法第二十一条の三十四中「商法第百八十八条第一項第十九項」と「商法特例法第二十一条の三十四中「商法第百八十八条第一項第十九項」とあるのは、「保険業法第二十七條第二項第三号」と「第七号」二から第九号まで」とあるのは、「第二号」二から第五号まで」と「商法特例法第二十一条の三十五第一項中「第一条の第二項」とあるのは、「保険業法第五十二条の第三第一項」と「同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第百八十二条第一項において準用する商法」と「同条第四項中「第十八条第一項」とあるのは、「保険業法第五十九條第一項において準用する第十八条第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。

- 一 (略)
- 二 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額(第五十七条第一項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含む。次項において同じ。)
- 三 (略)
- 2・3 (略)

(基金償却積立金の積立て)

於テ準用スル第二百六十六第十九項」とあるのは、「第五十一条の第三第二項において準用する商法特例法第二十一条の第十七第五項において準用する第五十一条第三第二項において準用する商法第二百六十六第十九項」と「商法特例法第二十一条の三十四中「商法第百八十八条第一項第七号」とあるのは、「保険業法第二十七條第二項第三号」と「第七号」二から第九号まで」とあるのは、「第二号」二から第五号まで」と「商法特例法第二十一条の三十五第一項中「第一条の第二項」とあるのは、「保険業法第五十一条の第三第一項」と「同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第百八十二条第一項において準用する商法」と「同条第四項中「第十八条第一項」とあるのは、「保険業法第五十九條第一項において準用する第十八条第一項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。

- 一 (略)
- 二 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立金の額(第五十七条第一項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含む。次項において同じ。)
- 三 (略)
- 2・3 (略)

(基金償却積立金)

第五十六条 基金を償却するときはその償却する金額に相当する金額を基金償却積立金として積み立てなければならぬ。

2| 基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならぬ。

(基金償却積立金の取崩し)

第五十六条の二 相互会社は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。

2| 前項の場合には、第六十二条第一項に定める決議によらなければならない。

3| 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次項において準用する商法第二百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

二 次項において準用する第十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三 次項において準用する第十七条第二項の異議を述べた保険契約者の数又はその者の次項において準用する第十七条第四項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を越えなかつたことを証する書面

第五十一条 基金を償却するときはその償却する金額に相当する金額を基金償却積立金として積み立てなければならぬ。

(新設)

(新設)

- 4| 第十六条の二並びに第十七条第一項から第五項まで、第七項及び第九項から第十一項まで並びに商法第二百七十六条及び第二百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。この場合において、第十六条の二第一項中「委員会等設置委員会」とあるのは、「第五十一条の三第二項に規定する委員会等設置相互会社」と、「資本の減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、「株主総会」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、「同条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と、「第十七条第一項及び第四項中「資本の減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、「同条第五項中「商法」とあるのは、「第五十六条の二第四項において準用する商法」と、「同条第七項中「前各項」とあるのは、「第一項から第五項まで及び第五十六条の二第五項」と、同項及び同条第九項中「資本の減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、同条第十項において準用する第十六条の二第二項中「株主」とあるのは、「社員」と、同法第二百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは、「保険業法第五十六条の二第一項」と、「資本の減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、「減少すべき資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは、「取り崩すべき基金償却積立金ノ額」と、同法第二百八十条第一項中「資本減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、同条第二項中「株主」とあるのは、「社員」と、「資本の減少」とあるのは、「基金償却積立金の取崩し」と、同条第三項において準用する同法第百四十九条中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
- 5| 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(損失のてん補に充てるための損失のてん補準備金等の取崩し)

(損失のてん補準備金及び基金償却積立金の取崩し)

第五十七条 損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

2| 損失てん補準備金を損失のてん補に充ててもなお不足するときは、前条の規定により、基金償却積立金を損失のてん補に充てるため取り崩すことができる。

(基金の募集)

第六十条 相互会社は、その成立後においても、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議により、新たに基金を募集することができる。

2| 前項の場合には、第六十二条第一項に定める決議によらなければならない。

3・4| (略)

5| 第二十三条第一項及び第三項並びに同条第四項において準用する商法第百七十五条第四項から第九項まで(株式の申込み)及び第百七十六条(株式の割当て)の規定並びに同法第百七十七条第二項(株式の申込み)、第百七十八条(払込取扱機関の変更)、第百八十九条(払込取扱機関の保管証明)、第百九十条(権利株の譲渡)、第百八十条第六第二項(新株の総数を引き受ける契約)、第百八十条ノ七(新株の払込み)、第百八十条ノ九(株主となる時期)、第百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)、第百八十条ノ十三(取締役の引受担保責任)、第百八十条ノ十五(新株発行の無効の訴え)、第百八十条ノ十六(訴えの手続)、第百八十条ノ十七(第一項(無効判決の効力)並びに第百八十条ノ十八第一項(新株主に対する払戻し)の規定は、第一項の基金の募集について準用する。この場合において、同法第百七十七条第二項中「株式申込証」とあるのは、「基金拠出申込証」と、同法第百八十条ノ六第二項中「前項」とあるのは、「保険業法第六十条

第五十七条 損失てん補準備金及び基金償却積立金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

2| 基金償却積立金は、損失のてん補準備金を損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、損失のてん補に充てることできない。

(基金の募集)

第六十条 相互会社は、その成立後においても、その定款を変更して基金の総額を増加し、新たに基金を募集することができる。

(新設)

2・3| (略)

4| 第二十三条第一項及び第三項並びに同条第四項において準用する商法第百七十五条第四項から第九項まで(株式の申込み)及び第百七十六条(株式の割当て)の規定並びに同法第百七十七条第二項(株式の申込み)、第百七十八条(払込取扱機関の変更)、第百八十九条(払込取扱機関の保管証明)、第百九十条(権利株の譲渡)、第百八十条第六第二項(新株の総数を引き受ける契約)、第百八十条ノ七(新株の払込み)、第百八十条ノ九(株主となる時期)、第百八十条ノ十二(引受けの無効又は取消しの制限)、第百八十条ノ十三(取締役の引受担保責任)、第百八十条ノ十五(新株発行の無効の訴え)、第百八十条ノ十六(訴えの手続)、第百八十条ノ十七(第一項(無効判決の効力)並びに第百八十条ノ十八第一項(新株主に対する払戻し)の規定は、第一項の基金の募集について準用する。この場合において、同法第百七十七条第二項中「株式申込証」とあるのは、「基金拠出申込証」と、同法第百八十条ノ六第二項中「前項」とあるのは、「保険業法第六十条

第三項」と、「新株ノ総数」とあるのは、「募集スル基金ノ総額」と、「前項各号」とあるのは、「保険業法第六十条第三項各号」と、同法第一百八十条ノ七中、「各株ニ付其ノ発行価額」とあるのは、「割当ラレタル拋出ノ額」と、同法第一百八十条ノ九第一項中、「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、「株主」とあるのは、「拋出者」と、同法第二項中、「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、同法第一百八十条ノ十二中、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは、「基金拋出申込証ノ用紙」と、「株式ニ付株主」とあるのは、「拋出者」と、同法第一百八十条ノ十五第二項中、「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(基金の償却等)

第八十八条 (略)

2 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には適用しない。

(定款の変更の認可)

第二百一十六条 保険会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一七七 (略)

八 第一百四十条の五第五項の方針に関する事項

(商法の準用)

第五百一十二条 商法第二百八十一条から第二百八十五条まで(整理の開始)登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第二

第三項」と、「新株ノ総数」とあるのは、「募集スル基金ノ総額」と、「前項各号」とあるのは、「保険業法第六十条第一項各号」と、同法第一百八十条ノ七中、「各株ニ付其ノ発行価額」とあるのは、「割当ラレタル拋出ノ額」と、同法第一百八十条ノ九第一項中、「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、「株主」とあるのは、「拋出者」と、同法第二項中、「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、同法第一百八十条ノ十二中、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは、「基金拋出申込証ノ用紙」と、「株式ニ付株主」とあるのは、「拋出者」と、同法第一百八十条ノ十五第二項中、「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(基金の償却)

第八十八条 (略)

2 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、前項本文の場合には適用しない。

(定款の変更の認可)

第二百一十六条 保険会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一七七 (略)

(新設)

(商法の準用)

第五百一十二条 商法第二百八十一条から第二百八十五条まで(整理の開始)登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第二

百八十六条(第一項第三号を除く。)(整理実行のために裁判所とする処分)
第二百八十七条から第二百九十一条まで(処分に関する登記又は登録 検査
命令 検査役の報告事項 検査役の権限及び整理委員)、第二百九十四条か
ら第四百条まで(損害賠償請求権の査定 監督命令 管理命令 整理終結の
決定 整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百一条(破産手続の開始)及
び第四百二条(破産法の規定の準用)の規定は、相互会社(委員会等設置相
互会社を除く。)について準用する。この場合において、同法第二百八十
一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主
又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以
上若八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又ハ基金(保
険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債
権者」と、同法第二百八十六条第一項中「前項第一号乃至第三号」とあるの
は、「前項第一号、第三号」と、同法第二百八十九条第一号中「第九十二条
第一項第一項第四項、第九十一条ノ一、第九十二条第一項、第二百六十
六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又八第 百八十条ノ十三ノ一」
とあるのは、「保険業法第二十三条第四項ニ於テ準用スル第九十二条第一項
第二項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第九十二条ノ一若八第百九十
二条第一項、同法第五十一条第一項ニ於テ準用スル第二百六十六条(第七項
第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三條
第二項ニ於テ準用スル第二百七十七条又ハ同法第六十条第五項ニ於テ準用
スル第二百八十条ノ十三」と、同法第二百九十八条第二項中「第二百四十七
条、第二百八十条ノ十五(第百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、
第二百六十二条、第二百七十二条、第二百七十四条ノ十二(第二百七十四条
ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条、第四百十五条
及第四百一十八条」とあるのは、「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ

百八十六条(第一項第一号を除く。)(整理実行のために裁判所とする処分)
第二百八十七条から第二百九十一条まで(処分に関する登記又は登録 検査
命令 検査役の報告事項 検査役の権限及び整理委員)、第二百九十四条か
ら第四百条まで(損害賠償請求権の査定 監督命令 管理命令 整理終結の
決定 整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百一条(破産手続の開始)及
び第四百二条(破産法の規定の準用)の規定は、相互会社(委員会等設置相
互会社を除く。)について準用する。この場合において、同法第二百八十
一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主
又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以
上若八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又ハ基金(保
険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債
権者」と、同法第二百八十六条第一項中「前項第一号乃至第三号」とあるの
は、「前項第一号、第三号」と、同法第二百八十九条第一号中「第九十二条
第一項第一項第四項、第九十一条ノ一、第九十二条第一項、第二百六十
六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又八第 百八十条ノ十三ノ一」
とあるのは、「保険業法第二十三条第四項ニ於テ準用スル第九十二条第一項
第二項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第九十二条ノ一若八第百九十
二条第一項、同法第五十一条第一項ニ於テ準用スル第二百六十六条(第七項
第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三條
第二項ニ於テ準用スル第二百七十七条又ハ同法第六十条第四項ニ於テ準用
スル第二百八十条ノ十三」と、同法第二百九十八条第一項中「第二百四十七
条、第二百八十条ノ十五(第百十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、
第二百六十二条、第二百七十二条、第二百七十四条ノ十二(第二百七十四条
ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条、第四百十五条
及第四百一十八条」とあるのは、「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ

準用スル第二百四十七条 同法第六十条第五項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十五、同法第五十六條之二第四項ニ於テ準用スル第三百八十条 同法第七十二條第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十二條第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替へるものとする。

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十二條まで(特別清算の開始 特別清算開始前の処分 登記及び効果 清算人の義務 裁判所による清算人の任免 裁判所の監督のための調査及び処分 債務の弁済 債権者集会 監査委員 清算行為に関する特則 競売による財産の換価 協定 検査命令並びに検査役の報告事項)、第四百五十四條(第一項第一号を除く。)(裁判所の処分)、第四百五十五條(破産手続の開始)及び第四百五十六條(破産法等の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一條第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十一條及び第四百二十七條中「第一号又八第六号」とあるのは「又八第六号」と、同法第四百四十五條第四項中「第二百四十五條」とあるのは「保険業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十五條」と、同法第四百五十一條第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総數ノ千分ノ三以上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第四百五十三條中「第九十一條第一項第一項第四項、第九十二條ノ一、第九十三條第一項、第一百六十六條、第一百七十七條、第一百八十条ノ十三、第一百八十条ノ十三ノ一又八第四百三十條第二項」とあるのは「保険業法第二十三條第四項ニ於テ準用スル第九十一條第一項第一項第四項、同法第三十條ニ於テ準用スル第九十二條ノ一若八第九十三條第一項、同法第五十一條第

準用スル第二百四十七條 同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十五、同法第七十二條第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十二條第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替へるものとする。

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十二條まで(特別清算の開始 特別清算開始前の処分 登記及び効果 清算人の義務 裁判所による清算人の任免 裁判所の監督のための調査及び処分 債務の弁済 債権者集会 監査委員 清算行為に関する特則 競売による財産の換価 協定 検査命令並びに検査役の報告事項)、第四百五十四條(第一項第一号を除く。)(裁判所の処分)、第四百五十五條(破産手続の開始)及び第四百五十六條(破産法等の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一條第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十一條及び第四百二十七條中「第一号又八第六号」とあるのは「又八第六号」と、同法第四百四十五條第四項中「第二百四十五條」とあるのは「保険業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十五條」と、同法第四百五十一條第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総數ノ千分ノ三以上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第四百五十三條中「第九十一條第一項第一項第四項、第九十二條ノ一、第九十三條第一項、第一百六十六條、第一百七十七條、第一百八十条ノ十三、第一百八十条ノ十三ノ一又八第四百三十條第二項」とあるのは「保険業法第二十三條第四項ニ於テ準用スル第九十一條第一項第一項第四項、同法第三十條ニ於テ準用スル第九十二條ノ一若八第九十三條第一項、同法第五十一條第

二項ニ於テ準用スル第 三百六十六条（第七項第二号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク）、同法第五十二條第一項ニ於テ準用スル第 二百七十七條、同法第六十條第五項ニ於テ準用スル第 三百八十條ノ十三又八同法第百八十二條第一項ニ於テ準用スル第四百二十條第一項」と読み替えるものとするほか必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 契約条件の変更

（契約条件の変更の申出）

第 百 四 十 条 の 一 保 險 会 社（外国保険会社等を含む。第 百 四 十 条 の 五、第 百 四 十 条 の 六、第 百 四 十 三 条、第 百 五 十 四 条、第 百 五 十 五 条、第 百 六 十 条 第 一 項 第 一 号、第 六 項 及 び 第 八 項 第 一 号 並 び に 第 百 七 十 条 の 六 を 除 き、以 下 の 章 に お い て 同 じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この条、第 百 四 十 条 の 十 一、第 百 四 十 一 条 及 び 第 百 六 十 二 条 に お い て 同 じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」といふ。）を行使するの申出をしなければならない。

2 保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければならない。保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護のため契約条件の変更が求められる旨及びその理由を、文書をもって示さなければならない。

一 項ニ於テ準用スル第 百 六 十 六 条（第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク）、同法第五十二條第一項ニ於テ準用スル第 二百七十七條、同法第六十條第四項ニ於テ準用スル第 百 八 十 條ノ十三又八同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百二十條第一項」と読み替えるものとするほか必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

（新設）

（新設）

3| 内閣総理大臣は、第一項の申出に理由があることを認めるときは、その申出を承認するものとする。

4| 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）（その他の政令で定める保険契約をいふ）。

(業務の停止等)

第一百四十一条の三 内閣総理大臣は、前条第二項の承認をした場合において、保険契約者等の保護のため必要があるときは、当該保険会社に対し、期限を付して当該保険会社の保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(契約条件の変更の限度)

第一百四十一条の四 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2| 契約条件の変更によつて変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定利率については、保険契約者等の保護の見地から、保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の決議)

第一百四十一条の五 保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第一百四十一条の二第二項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の

(新設)

(新設)

(新設)

決議を経なければならぬ。

- 2| 前項の場合には、商法第三百四十二条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二條第一項に定める決議によらなければならない。
- 3| 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第一百三十一條第一項（招集の通知）（第四十一條及び第四十九條において準用する場合を含む。）の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。
- 4| 第一項の決議を行う場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。
- 5| 前項の方針については、その方針を定款に記載し、又は記録しなければならない。

（契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例）

第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに行う商法第二百四十四條第一項（株式併合）、第二百四十五條第一項（営業の譲渡及び譲受け）、第一百八十条ノ二第一項（新株の有利発行）（同法第二百一十一條第二項（会社が有する自己の株式の処分）についての準用規定）において準用する場合を含む。）（第二百四十六條）ある種類の株主の総会（若しくは第二百七十五條第一項（資本の減少）若しくは第六十九條第二項、第二百二十六條第一項若しくは第四百四十四條第二項の規定による決議若しくは同法第二百四十二條（定款変更の決議の方法）、第二百四十五條第一項）ある種類の株主の総会（第二百五十二條第五項）（株式交換契約書の承

（新設）

- 認（同法第二百六十五条第三項）株式移転事項の承認）において準用する場合を含む。）（第四百五条（解散の決議）若しくは第四百八条第四項（合併契約書の承認）に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の一以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。）
- 2| 株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともに、行つ商法第三百四十八条第一項（株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法）、第二百五十二條第六項（株式交換契約書の承認）、第二百六十五條第一項（株式移転事項の承認）又は第四百八條第五項（合併契約書の承認）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の一以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。
- 3| 相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに、行つ商法第四十一條若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十五條第一項（第一号を除く。）（営業の譲渡及び譲受け）若しくは第五十六條の第二項、第六十條第二項、第八十六條第三項、第二百二十六條第二項若しくは第二百四十四條第三項の規定による決議若しくは第六十一條第一項、第五百五十六條若しくは第七十一條第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。
- 4| 第一項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合においては、各株主に対して、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならぬ。
- 5| 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合においては、当該承認があつた時、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

6| 前二項の規定は、第一項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

7| 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、第四項中「各株主」とあるのは、「各社員（総代会を設けているときは、各総代）」と、同項及び第五項中「株主総会」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と同項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

（契約条件の変更に係る書類の備置等）

第一百四十一条の七 保険会社の取締役（委員会等設置会社等）にあつては、執行役）は、第一百四十一条の五第一項の決議を行うべき日の二週間前（外国保険会社等にあつては、契約条件の変更についての決定を行った日）から第一百四十一条の十二第一項の公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類（第一百四十一条の五第四項に規定する方針がある場合にあつては、その方針の内容を示す書類を含む。）を各営業所又は各事務所（外国保険会社等）にあつては、第八十五條第一項に規定する支店等）に備え置かなければならない。

2| 保険会社の株主又は保険契約者（外国保険会社等）にあつては、日本における保険契約者）は、その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は保険会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めらるるべきとする。

（新設）

(保険調査人)

第一百四十條の八 内閣総理大臣は、第一百四十條の二第二項の承認をした場合において、必要があると認めるときは、保険調査人を選任し、保険調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2| 前項の場合においては、内閣総理大臣は、保険調査人が調査すべき事項及び内閣総理大臣に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3| 内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行っていないと認めるときは、保険調査人を解任することができる。

4| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第八十條及び第八十一條第一項（管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬）の規定は、保険調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5| 前項において準用する会社更生法第八十一條第一項に規定する費用及び報酬は、第一百四十條の二第一項の保険会社（次条及び第三百十八條の二において「被調査会社」といふ。）の負担とする。

(保険調査人の調査等)

第一百四十條の九 保険調査人は、被調査会社の取締役、執行役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査会社の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被調査会社の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査会社の帳簿、書類その他の物件を検査するよう及びし得る。

(新設)

(新設)

2| 保険調査人は、その職務を行つたため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(保険調査人の秘密保持義務)

第二百四十一条の十 保険調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしはならない。保険調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2| 保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が保険調査人の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第二百四十一条の十一 保険会社は、第二百四十一条の五第一項の決議（外国保険会社等にあつては、契約条件の変更についての決定。以下この節において同じ。）があつた場合（第二百四十一条の六第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により第二百四十一条の五第一項の決議があつたものとみなされる場合を含む。）には、当該決議の後、遅滞なく、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければならない。

2| 内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第二百四十一条の五第一項の決議に係る契約条件の変更が当該保険会社の保険業の継続のために必要なものであり、保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしない。

(新設)

(新設)

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第一百四十一条 保険会社は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第一百四十一条の五第一項の決議に係る契約条件の変更の主要な内容を公示するとともに、契約条件の変更に係る保険契約者（以下この条において「変更対象契約者」といふ。）に対し、同項の決議に係る契約条件の変更の内容を、書面をもって、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類（第一百四十一条の五第四項に規定する方針がある場合にあつては、その方針の内容を示す書類を含む。）を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更としてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公示等)

(新設)

第一百四十一条の十三 保険会社は、契約条件の変更に後、遅滞なく、契約条件の

変更をしたことその他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 保険会社は、契約条件の変更に後二月以内、当該契約条件の変更に係る保
険契約者に対し、当該契約条件の変更に後の保険契約者の権利及び義務の内容
を通知しなければならない。

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の
管理

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第一百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産の状況に照ら
してその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務の運営が著
しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を
招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、業務の全部若しく
は一部の停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等にあつては、日本に
おける保険契約の移転）若しくは当該保険会社の株式の他の保険会社若しく
は保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六条から
第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第三
百七十条の四第四項及び第五項において「合併等」といふ。）の協議その他必
要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあ
つては、日本に所在する財産、次条及び第二百四十六条の二から第二百四十
七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

(新設)

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等
第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の
管理

第一百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社（外国保険会社等を含む。第一
百四十二条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百六十条第一項第一号、
第六項及び第八項第一号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章におい
て同じ。）の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社
等にあつては、日本における保険業。以下この条及び第二百六十一条におい
て同じ。）の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社
等にあつては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二まで
において同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約
者等（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険契約者等。以下
この章において同じ。）の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めると
きは、当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、合併、保険契
約の移転（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転）若し
くは当該保険会社の株式の他の保険会社若しくは保険持株会社等による取

2・3 (略)

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第一項において「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、当該処分を受けた保険会社(以下「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利(外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決議取消しの訴え)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ十五(新株発行の無効の訴え)(同法第一百十一条第三項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)及び第六十条第五項において準用する場合を含む。)、第二百六十三條(株式交換無効の訴え)、第二百七十二条(株式移転無効の訴え)、第二百七十四条ノ十二(分割無効の訴え)(同法第二百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。)、第二百八十条(資本減少無効の訴え)(第五十六条の二第四項及び同法第二百八十九条第四項(準備金の減少に関する準用規定)において準用する場合を含む。)、第四百十五条(合併無効の訴え)(第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。))及び第二百七十二条第一項にお

得(第二百四十七條第一項、第二百五十六條から第二百五十八條まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の四第四項及び第五項において「合併等」という。)(の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産、次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。)の管理を命ずる処分をすることができぬ。

2・3 (略)

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第一項において「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、当該処分を受けた保険会社(以下「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利(外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決議取消しの訴え)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ十五(新株発行の無効の訴え)(同法第一百十一条第三項(会社が有する自己の株式の処分についての準用規定)及び第六十条第四項において準用する場合を含む。)、第二百六十三條(株式交換無効の訴え)、第二百七十二条(株式移転無効の訴え)、第二百七十四条ノ十二(分割無効の訴え)(同法第二百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。)、第二百八十条(資本減少無効の訴え)(同法第二百八十九条第四項(準備金の減少に関する準用規定)において準用する場合を含む。)、第四百十五条(合併無効の訴え)(第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。))及び第二百七十二条第一項において準用する場合を含む。))及び第二百七十二条第一項にお

いて準用する場合を含む。)及び第四百二十八条(設立無効の訴え)(第百八十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2)5 (略)

6 会社更生法第六十九条 第七十条 第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管財人の職務執行 管財人代理の選任 注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第八十一条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十九条の二 (略)

2 (略)

3 相互会社である被管理会社における第四十一条若しくは第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項(第三号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)若しくは第五十六条の二第二項、第六十条第二項、第八十六条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第二百四十四条第三項の規定による決議又は第六十二条第二項、第二百五十六条若しくは第七十一条第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員(総代会を設けているとき

び第四百二十八条(設立無効の訴え)(第百八十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2)5 (略)

6 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第六十九条 第七十条 第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管財人の職務執行 管財人代理の選任 注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第八十一条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十九条の二 (略)

2 (略)

3 相互会社である被管理会社における第四十一条若しくは第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項(第三号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)若しくは第八十六条第三項、第二百三十六条第二項若しくは第二百四十四条第三項の規定による決議又は第六十一条第一項、第二百五十六条若しくは第七十一条第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員(総代会を設けているときは、総代)の議決権の四分の三以上に当た

は、総代)の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることが出来る。

4~7 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の三 (略)

2~5 (略)

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があつたものとみなす。この場合における第十六条の二第一項、第二百二十六条の二第一項並びに第二百五十条第二項及び第五項の規定の適用については、第十六条の二第一項中「資本の減少に係る株主総会の会日の二週間前」とあるのは「資本の減少に係る第二百四十九条の二第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百二十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百四十九条の三第二項又は第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百五十条第二項中「次項の公告」とあり、及び同条第五項中「前項の公告」とあるのは「第二百四十九条の三第八項の公告」とし、第二百五十六条の二及び第二百五十条第四項の規定は、適用しない。

7~12 (略)

第二款 合併等における契約条件の変更

(保険契約の移転における契約条件の変更)

る多数をもって、仮にすることができる。

4~7 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の三 (略)

2~5 (略)

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があつたものとみなす。この場合における第十六条の二第一項、第二百二十六条の二第一項、第二百五十条第三項及び第五項並びに第二百五十一条第二項の規定の適用については、第十六条の二第一項中「資本の減少に係る株主総会の会日の二週間前」とあるのは「資本の減少に係る第二百四十九条の三第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百二十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る第二百四十九条の三第二項又は第二項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、第二百五十条第三項中「次項の公告」とあり、同条第五項中「前項の公告」とあり、及び第二百五十一条第二項中「第二百四十九条第四項の公告」とあるのは「第二百四十九条の三第八項の公告」とし、第二百五十六条の二及び第二百五十条第四項の規定は、適用しない。

7~12 (略)

第二款 契約条件の変更

(保険契約の移転における契約条件の変更)

第二百五十条 (略)

2 (略)

3| 前二項に規定する「特定契約」とは、次に掲げるものをいふ。

一 次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十五条(第一百五十八条第一項において準用する場合を含む。)(この条第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合)にあつては、その保険契約に係る支払を停止した時、次号において「公告等の時」といふ。)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約(公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているもの(第二百四十条の三の規定による命令により保険契約に係る支払が停止されているものを除く。))を含む、前二に掲げるものを除く。()

4・5 (略)

(保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一条 (略)

2| 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第二百二十五条第一項及び第二百二十七条第四項(第一百十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同。))の規定の適用については、第二百二十五条第一項中「第二百二十七条第一項の公告の時」とあり、及び第二百二十七条第四項中「第

第二百五十条 (略)

2 (略)

3| 前二項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十五条(第一百五十八条第一項において準用する場合を含む。)(この条第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合)にあつては、その保険契約に係る支払を停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいふ。)

4・5 (略)

(保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一条 (略)

2| 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第二百二十五条第一項及び第二百二十七条第四項(第一百十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同。))の規定の適用については、第二百二十五条第一項中「第二百二十七条第一項の公告の時」とあり、及び第二百二十七条第四項中「第

険契約)当該保険事故に係る保険金の支払により消滅する」といなるものに限る。)その他の政令で定める保険契約」とあるのは、「第二百五十条第二項に規定する特定契約」と「第五百二十七条第四項中、「五分の一」とあるのは、「十分の一」とし、「当該保険契約について、第一項の公告の時にあって」とあるのは、「当該保険契約が第二百五十条第二項に規定する特定契約である場合にあって、当該保険契約につき、」とある。

(合併契約における契約条件の変更)

第二百五十四条 (略)

2 第二百五十条第二項の規定は、前項に規定する特定契約について準用する。この場合において、同条第二項第一号中、「次項」とあるのは、「第三、五十四條第二項」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(合併の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十五条 (略)

2 前条第一項の合併をする場合における第百六十六条第一項において準用する第十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中、「当該公告の時にあって既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利(以下「」の条において「保険金請求権等」として)が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅する」といなるものを限る。)」とあるのは、「第一、五十四條第一項において準用する第二百五十条第二項に規定する特定契約」と、同条第四項中、「五分の一」と

「一項の公告の時」とあるのは、「第二百五十条第四項の公告の時(当該公告の時において既に、第百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた、保険契約に係る支払を停止している場合又は第百四十五条(第百五十八条第一項において準用する場合を含む。)、第一百五十一条第五項、第一百五十四条第四項若しくは第一百五十五条の二第二項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合)にあっては、その保険契約に係る支払を停止した時」と、同項中、「五分の一」とあるのは、「十分の一」とする。

(合併契約における契約条件の変更)

第二百五十四条 (略)

2 第二百五十条第二項の規定は、前項に規定する特定契約について準用する。この場合において、同条第二項中、「次項」とあるのは、「第三、五十四條第二項」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(合併の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十五条 (略)

2 前条第一項の合併をする場合における第百六十六条第一項において準用する第十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中、「当該公告の時」とあるのは、「第二百五十四条第二項の公告の時(当該公告の時において既に、第百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた、保険契約に係る支払を停止している場合又は第百四十五条(第百五十八条第一項において準用する場合を含む。)、第一百五十一条第五項、第一百五十四条第四項若しくは第一百五十五条の二第二項の規定に

あるのは「十分の一」と、「保険金請求権等」とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十条第二項に規定する特定契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条において「保険金請求権等」といふ。）」とある。

3 (略)

(株式の取得における契約条件の変更)

第二百五十五条の二 (略)

2 第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「次項」とあるのは、「第三五十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

第二節 合併等の手続の実施の命令等

第四節 保険契約者保護機構の行つ資金援助等

第五節 雑則

(財務大臣への協議)

第二百一十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

よりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合においてはその保険契約に係る支払を停止した時」と、同条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」とある。

3 (略)

(株式の取得における契約条件の変更)

第二百五十五条の二 (略)

2 第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用する。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは、「第三五十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

第一節の二 合併等の手続の実施の命令等

第一節 保険契約者保護機構の行つ資金援助等

第二節 雑則

(財務大臣への協議)

第二百一十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令

三・四 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第二百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかにその旨を財務大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

三 第二百一十一条第一項、第二百二十二条、第二百四十一条第一項、第二百五十一条第一項、第二百四十七條第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一條の六、第二百七十一條の七、第二百七十一條の十第四項、第二百七十一條の十四、第二百七十一條の十五、第二百七十一條の十六第一項、第二百七十一條の十八第五項、第二百七十一條の二十九又は第二百七十一條の三十第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四・七 (略)

2 (略)

第二百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは

三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令に違反した者

四・七 (略)

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第二百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかにその旨を財務大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

三 第二百一十一条第一項、第二百二十二条、第二百四十一条第一項、第二百五十一条第一項、第二百四十七條第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一條の六、第二百七十一條の七、第二百七十一條の十第四項、第二百七十一條の十四、第二百七十一條の十五、第二百七十一條の十六第一項、第二百七十一條の十八第五項、第二百七十一條の二十九又は第二百七十一條の三十第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四・七 (略)

2 (略)

第二百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは

三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

(新設)

三・六 (略)

第二百十八條 第二百四十條の十、第二百四十七條の三又は第二百六十五條の二十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

第二百十八條の二 被調査会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又は他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十條の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

2 | 被管理会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十七條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

第二百一十一條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

一 第二百十六條第一号から第三号まで、第六号又は第七号 二億円以下の罰金刑

二 (略)

三 第二百十五條、第二百十五條の二、第二百十六條第四号若しくは第五号

第二百十八條 第二百四十七條の三又は第二百六十五條の二十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

第二百十八條の二 (新設)

被管理会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十七條の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

第二百一十一條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

一 第二百十六條第一号、第三号、第五号又は第六号 二億円以下の罰金刑

二 (略)

三 第二百十五條、第二百十五條の二、第二百十六條第三号若しくは第四号

第二百七十七条第四号から第六号まで、第二百七十七条の二又は前二条 各本条の罰金刑

2 (略)

第二百二十八条 第二百三十一条若しくは第二百三十二条に規定する者、保険会社の保険調査人又は相互会社の検査役若しくは第百八十四条において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二百三十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十一条の規定、第二十条において準用する同法第百九十六条において準用する第五十一条第二項において準用する同法第二百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ二第一項の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十一条の規定、第五十一条第二項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第二百五十七條第三項、第二百六十七條第三項若しくは第四項(第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十五第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八條ノ二第一項の規定、第五

第二百七十七条第四号から第六号まで、第二百七十七条の二又は前二条 各本条の罰金刑

2 (略)

第二百二十八条 第二百三十一条若しくは第二百三十二条に規定する者又は相互会社の検査役若しくは第百八十四条において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第二百三十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十一条の規定、第二十条において準用する同法第百九十六条において準用する第五十一条第二項において準用する同法第二百六十七條第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八條ノ二第一項の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百四十七條第一項若しくは第二百五十一条の規定、第五十一条第二項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第二百五十七條第三項、第二百六十七條第三項若しくは第四項(第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十五第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二百六十八條ノ二第一項の規定、第五

十九条第一項において準用する同法第二百九十四条ノ二第四項において準用する第五十一条第一項において準用する同法第二百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ二第一項の規定、第六十条第五項において準用する同法第二百八十条ノ十五(第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定、第七十二条第三項(第七十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定、第七十二条第三項(第七十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)及び第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)において準用する同法第四百七十五条第一項の規定、第五百五十一条において準用する同法第二百九十四条第一項の規定、第七十二条第一項において準用する同法第四百七十五条第一項及び第二項の規定、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十八条第一項の規定、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十条第一項において準用する同法第二百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ二第一項の規定若しくは第八十四条において準用する同法第四百五十四条第三項において準用する同法第二百九十四条第一項の規定による訴えの提起又は第五十一条第二項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八条第一項の規定による訴訟参加

三・四 (略)

2・3 (略)

第二百三十三条 保険会社の発起人 取締役 執行役 監査員 検査役 会計監査人若しくはその職務を行う社員 清算人 第四百四十四条第一項に規定す

十九条第一項において準用する同法第二百九十四条ノ二第四項において準用する第五十一条第一項において準用する同法第二百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ二第一項の規定、第六十条第四項において準用する同法第二百八十条ノ十五(第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定、第七十二条第三項(第七十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定、第七十二条第三項(第七十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。)及び第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)において準用する同法第四百七十五条第一項の規定、第五百五十一条において準用する同法第二百九十四条第一項の規定、第七十二条第一項において準用する同法第四百七十五条第一項及び第二項の規定、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十八条第一項の規定、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十条第一項において準用する同法第二百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八条ノ二第一項の規定若しくは第八十四条において準用する同法第四百五十四条第三項において準用する同法第二百九十四条第一項の規定による訴えの提起又は第五十一条第二項若しくは第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八条第二項の規定による訴訟参加

三・四 (略)

2・3 (略)

第二百三十三条 保険会社の発起人 取締役 執行役 監査員 検査役 会計監査人若しくはその職務を行う社員 清算人 第四百四十四条第一項に規定す

る受託会社、保険管理人、保険調査人、商法第二百九十一条第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第二百九十七條第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の監査員、同法第二百九十八條第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第百八十四條において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第二項、同法第百八十八條第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号（第五十一條の第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百二十條第一項（第百八十二條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十二條第二項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第百五十八條第二項（第五十一條第二項、第五十二條第一項並びに同法第百八十二條第一項及び第四百二十條第二項（第百八十二條第一項において準用する場合を含む。）並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号（第五十二條の第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第百九十九條第二項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十二條第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第一系の第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同。）

る受託会社、保険管理人、商法第二百九十一条第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第二百九十七條第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の監査員、同法第二百九十八條第一項（第百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第百八十四條において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第二項、同法第百八十八條第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号（第五十二條の第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百二十條第一項（第百八十二條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十二條第二項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第百五十八條第二項（第五十一條第二項、第五十二條第一項並びに同法第百八十二條第一項及び第四百二十條第二項（第百八十二條第一項において準用する場合を含む。）並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号（第五十二條の第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第百九十九條第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十二條第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第一系の第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同。）であるときは、その取締役、執行

であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、保険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～四（略）

五 第十四条、第五十四条、第五十六から第五十七条まで若しくは第九十一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二第五項の規定又は第百一十一條第二項若しくは第百十五條（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六～七（略）

八 第二十二條第四項（第七十七條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十條第五項若しくは第九十二條の二第二項において準用する商

役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人、保険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社が保険持株会社でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～四（略）

五 第十四条、第五十四条、第五十六條、第五十七條若しくは第九十一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二第五項の規定又は第百一十一條第二項若しくは第百十五條（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六～七（略）

八 第二十二條第四項（第七十七條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十條第四項若しくは第九十二條の二第二項において準用する商

法第七十五條第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

九〇二十九（略）

三十 第九十一條（第九十九條において準用する場合を含む。）、第九十條第四項、第九十二條第四項、第九十一條第三項若しくは第九十八條第一項の規定による命令又は第九十二條第一項、第九十四條第一項、第九十條第一項、第九十四條の三若しくは第九十一條第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものと、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一～四十九（略）

四十九の二 第一百四十條の八第一項の期限までに調査の結果の報告をしないうとき。

四十九の三（略）

五十～五十八（略）

2（略）

第三百三十七條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合に、は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二編第十章第四節の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二七（略）

法第七十五條第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

九〇二十九（略）

三十 第九十一條（第九十九條において準用する場合を含む。）、第九十條第四項、第九十二條第四項、第九十一條第三項若しくは第九十八條第一項の規定による命令又は第九十二條第一項、第九十四條第一項、第九十條第一項若しくは第九十一條第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものと、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一～四十九（略）

（新設）

四十九の二（略）

五十～五十八（略）

2（略）

第三百三十七條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合に、は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二編第十章第二節の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二七（略）

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）

改正案	現行
<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第二節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p>	<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第一節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）
 第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。
 一～五（略）
 六 基金償却積立金の取崩し
 七（略）
 2（略）
 （事業の譲渡等）
 第二百六十二条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議が必要となる事項を定めなければならない。
 一～四（略）
 五 基金償却積立金の取崩し

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）
 第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。
 一～五（略）
 （新設）
 六（略）
 2（略）
 （事業の譲渡等）
 第二百六十二条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議が必要となる事項を定めなければならない。
 一～四（略）
 （新設）

(基金の募集)

第二百六十三条 基金の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十条第三項第二号に掲げる事項
- 二・三 (略)

(基金償却積立金の取崩しに関する特例)

第二百二条の二 更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六条の二第四項の規定は、適用しない。

(基金の募集に関する特例)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第五項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

(非訟事件手続法の特例)

第三百七条 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法第二百六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

(基金の募集)

第二百六十三条 基金の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十条第二項第二号に掲げる事項
- 二・三 (略)

(新設)

(基金の募集に関する特例)

第二百三条 (略)

2・3 (略)

4 第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

(非訟事件手続法の特例)

第三百七条 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法第二百六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一 (略)

二 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立すること、組織変更の際して組織変更後の株式会社の株式を発行すること、更生会社が基金を募集すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合 商法第百七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに保険業法第二十三条第四項、第六十条第五項及び第九十二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事件

一 (略)

二 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立すること、組織変更の際して組織変更後の株式会社の株式を発行すること、更生会社が基金を募集すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合 商法第百七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに保険業法第二十三条第四項、第六十条第四項及び第九十二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事件